

衣川台自主防災部規約

施行 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 3 月 20 日

(名称)

第 1 条 自主防災組織の名称は、衣川台自主防災部（以下「防災部」という）と称する。

(目的)

第 2 条 防災部は、衣川台の地域住民が連帯協同して、自主的な防災組織として、火災、地震、風水害その他の災害による被害を未然に防止し、または被害を軽減することを目的とする。

(活動拠点)

第 3 条 防災部の活動拠点は衣川台南自治会館に置く。万一使用が出来なくなった場合には、衣川台南公園又は同北自治会館に置く。

(防災部の活動)

第 4 条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 火災予防その他の災害予防に関すること
- (2) 防災に関する知識の普及および啓発に関すること
- (3) 防災活動に必要な資機材の整備に関すること
- (4) 防災訓練に関すること
- (5) 災害発生時における情報伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導および給食給水等の応急対策に関すること

2 防災部が行う防災活動は、自治会加入有無に拘わらず住民を対象とする。

(防災部の構成員)

第 5 条 防災部は、衣川台にある世帯（住民）をもって構成する。

(防災部員の区分・選出・任期)

第 6 条 防災部員は役員、活動員、協力員、及びアドバイザーに区分する。

- (1) 役員及びアドバイザーは衣川台自治会（以下「自治会」という）会員の中から選出する。
- (2) 活動員および協力員は、衣川台に居住する住民から公募等により選出する。
- (3) 役員、活動員、協力員及びアドバイザーの任期は 1 年とする。ただし、再任することができる。

(防災部の組織・役員)

第 7 条 平常時の防災部の組織と役員を以下の通りとする。

- (1) 防災部を代表し統括する部長 1 名 を置く。
- (2) 部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する、筆頭副部長 1 名、およ

び副部長 1 名を置く。

(3) 防災部の運営が円滑に行えるよう事務局を設置し、事務局長 1 名と複数名の事務局員を置く。

(4) 防災活動を行う組織として情報班・消火班・救出救護班・避難誘導班・給食給水班（以下「活動班」という）を設置し、班長 1 名及び副班長 1 名又は 2 名を置く。

2 災害発生時の組織体制と役割については、防災計画に詳細を定める。

(活動員・協力員の配置)

第 8 条 活動員および協力員はいずれかの活動班に所属するものとする。

(アドバイザーの設置)

第 9 条 部長、または筆頭副部長は専門的なアドバイスを受けるために、自治会会員の中からアドバイザーを置くことができる。

(役員・活動員・協力員・アドバイザーの任務)

第 10 条 役員・活動員・協力員・アドバイザーの任務は防災計画で別に定める。

(会議の設置)

第 11 条 防災部に総会、役員会、事務局会議、活動員会議、活動班会議を置くものとする。

(1) 役員会は役員で構成し、防災活動の企画立案から実施結果までを審議・承認する。ただし、アドバイザーに出席を求め意見を聴くことができる。

(2) 事務局会議は事務局長、事務局員、部長および筆頭副部長で構成し、防災活動の企画立案から実施結果までを統括する。ただし、アドバイザーに出席を求め意見を聴くことができる。

(3) 活動員会議は役員、活動員、アドバイザーで構成し、防災活動に関する報告と意見交換を行う場とする。ただし、必要に応じて協力員の出席を求めることができる。

(4) 活動班会議は各活動班の活動員、協力員で構成し、各活動班の活動内容等を検討するため、班長の招集により適宜開催するものとする。必要に応じ、事務局、アドバイザーの出席を求めることができる。

2 役員会は、定数の半数以上の出席で成立し、議決は定数の過半数の賛成により成立する。

(総会)

第 12 条 総会は、自治会の総会と同時に、年 1 回部長の招集により開催する。ただし、部長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は自治会総会での議決権を有する世帯の過半数（委任状による出席を含む）の出席により成立し、議決は出席決議者の過半数による。総会の議決権は、1 世帯 1 票とする。

3 総会は、役員会で承認された次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

- (2) 事業報告及び会計報告。
- (3) 役員を選任に関する事。
- (4) 事業計画及び予算に関する事。
- (5) その他部長が必要と認めた事。

(会計)

第13条 防災部の運営に必要な経費は、「自治会会計（安全費科目）」からの拠出金およびその他の収入をもってこれに充てる。

2 防災部内の会計は事務局が適正に管理し、自治会会計に決算報告する。ただし、余剰金は全額自治会に返上し次年度繰越は行わない。会計監査は一括して自治会会計の中で取扱う。

3 役員、活動員、協力員、アドバイザーは無報酬かつ費用の自己負担なしを原則とする。

(防災計画の制定及び改廃)

第14条 この規約に定めるものの他、防災部の運営に必要な事項を規定する防災計画は、規約に反しない範囲内で、役員会において制定することができる。

(附則)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成17年12月4日から施行する。

(第5条から第13条までの各条文を改正する)

(附則)

この規約は、平成20年3月23日から施行する。(第6条および第9条の条文を改正する)

(附則)

この規約は、平成22年3月21日から施行する。(第12条の条文を改正する)

(附則)

この規約は、平成27年3月22日から施行する。

(第5条、第6条、第7条、第8条、第11条の条文を改正する)

(附則)

従前の防災部規約を全面改正し、この規約を平成28年3月20日から施行する。これに伴い、防災基本計画は、その基本的な内容をこの規約及び防災計画に統合し、平成28年3月20日付で廃止する。